

2023年12月19日

沼津市長 賴重 秀一 さま

地方自治に民主主義を求める会
代表 岩崎 祝子

公開質問状

ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当会が面談での回答をお願いした件に関して、話し合いすら拒否するまったくのゼロ回答であることは、まことに遺憾であります。そこで、以下のことを公開質問しますので、よろしくご回答ください。

1 市有地の適正な管理について

(1) 私有地の中に官地が含まれ一体で使用している事例は、市議会議員の方々の中にもあると認識しています。市長は「法の下の平等」と言い、あたかも議員だからと言って容赦しないとばかり、山下市議を「不当利得」だと決めつけ訴訟までおこしました。他の議員、他の事例と公平・公正に扱っていないとおもいます。市長はどのようにお考えですか？

(2) 私有地に囲まれている官地の管理と取り扱いについて、市のHPには「単独利用困難な市有地等の売払いについて」、「市有地のうち公用又は公共用での利活用の見込みがなく、その形状や面積などの個別事情により単独での利用が困難と判断される土地」は「隣接する土地の所有者に売払うことができます」としています。また先の市議会答弁で「法定外公共物が民地に取り込まれている場合、そのほとんどが管理上支障がなく、対応の緊急性がないことから、土地の売買や家屋の建て替え時において、住民からの申請に応じて対応する」と述べています。これらの趣旨にしたがえば、問題としている2筆の土地は山下氏の宅地に囲まれていて、30年以上も問題なく占有・使用されていたのですから、その所有権の帰属について、まず穏やかに話し合うべきではなかったのですか。

昨年11月、山下氏の最初の代理人が大幅譲歩して「払い下げ」提案をした時に、市は「払い下げによる解決にはならない」と拒否し、不当利得（約202万円）を返還しろとの強硬姿勢でした。なぜ、不当利得になるのか、その額が約202万円となるのか（山下氏はそんな金額を得ていない）、市長の判断は民法上も、事実認識においても間違っていたのではないですか？

(3) 土地の所有権の争いが起きた場合、国（財務省）では一般的に次のような扱いをしていると認識しています。問題となる土地の取得の経過と資料調べ

る、土地の所有権の帰属について話し合う、合意できない時は裁判所での判断をあおぐ、と。

なぜ、市長は土地の経緯を調べ、根拠資料を示し、山下氏と話しあわなかつたのですか？

2 裁判に多額の血税を費やすことについて

約 202 万円を請求する訴訟にかかる弁護士費用は、議会答弁によりますとすでに 77・2 万支出され、今後も 1 年あたり 77・2 万円も支出していくことになります。あと 1 年 7 か月も裁判を続けるならば請求額を超える経費が市民の血税で賄われることになります。市民感覚とすれば、まことに不合理極まりなく、得るものはありません。こうした悪しき前例を作ることを市長はどうお考えですか？

3 監査委員の意見についての見解

監査委員が「本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にならないことは当然である」と述べたことについて、先の市議会ではどういう見解か問われて、答弁では「裁判を提訴することを妨げるものではない」としています。答弁は的が外れています。裁判では根本的な解決にならないと言われているときに、市長は根本的な解決をどのように考えているか示すべきです。あらためて監査委員の意見について市長はどうお考えかおたずねします。

4 市政の情報開示と市民の知る権利について

問題となっている土地の払い下げ代金がどうなっているか、情報開示を求めたとき、これを証明する書類が「保存されていない」と市が答えています。これが争いを招く原因となっています。土地取得の契約書やお金の動きの書類は、市有地の根拠となるものですから、文書は永年保存が原則ではないですか。山下氏の土地払い下げ書類は保存期限 30 年であっても、延長もできたわけですから、文書管理が適切ではなかったといえます。市長はどのようにお考えですか？

5 回答と連絡先

以上について、文書での回答を求めます。回答は 1 月 19 日までにお願いします。

連絡先： [REDACTED] 事務局長 沢大三あて
[REDACTED]